

ヴェイシー政権下の「道徳・市民・愛国教育」

大津尚志
(武庫川女子大学・短期大学部・幼児教育学科)

“*Education morale, civique et patriotique*” in Vichy France

OTSU Takashi

Department of Early Childhood Education, Junior College Division
Mukogawa Women's University

Abstract

During the period of Vichy (1940-1944), the educational system was reformed according to the slogan, “*Travail, Famille, Patrie*”, and “*Révolution nationale*”. In elementary schools “*instruction morale et civique*” of the third republic was replaced “*Eduction morale, civique et patriotique*”. Originally, the government decided that it could include “religious education” in public elementary schools, but the Minister of public education, Carcopino, made a new law and forbade religious education in the schools. Many new textbooks were published in this period. The contents were similar to those of the first period of the third republic, although Phillipe Pétain attacked the spirit of third republic.

はじめに

1939年9月1日にドイツはポーランドに侵入し、9月3日にはフランスはドイツに対して宣戦布告する。1940年5月にはドイツ軍が一斉攻撃をかけ、6月14日にはパリに入城する。

ペタン(Phillipe Pétain, 1856-1951)はドイツとの休戦を主張する。フランスはパリを含む「占領地帯」と「自由地帯」に分割される。6月17日にはボルドーに移っていた議会はペタンに政権をゆだねる決議をする。6月22日に休戦協定が調印された。パリを含む国土の5分の3はドイツ占領下におかれ、フランスにとって過酷な休戦条件であった。政府は7月1日からヴェイシーに移る。

本稿では、ヴェイシー政権下の小学校において、これまでの第三共和政期下において法的には1882年法に端を発する「道徳・市民教育」がその後「道徳・市民・愛国教育」になるが、どのように変容をとげたのかを明らかにすることを研究目的とする¹⁾。

第1節 ヴェイシー政権の成立

ペタンは1940年6月17日には「祖国の伝統に対する信仰に従うしかないゆえ…すべてのフランス人は政府の周囲に集合する。」²⁾と訴える。6月25日には「未来にむけて…新たな秩序をつくりあげること」「知的、道徳的再建」の必要性を主張し、これまでは「享楽の精神」³⁾であったとらえ、第三共和政期を「個人主義」の時代と批判的に位置づける。カトリシズムを思想的な支柱におく。

ラヴァル(Pierre Laval, 1883-1945)らによって新憲法が審議されていく。1940年7月10日の憲法的法

律がだされる。ここにおいて共和国は「消滅」する。その内容はわずか1条で「国民議会は、共和国政府に対して…フランス国(État français)の新たな憲法を公布するために、ペタン元帥に…すべての権限をあたえる。この憲法は労働と家族と祖国の諸権利を保障する」⁴⁾とあるのみである。ペタンによる独裁体制による「フランス国」が成立することとなる。ラヴァルは議会にこれからの制度についての白紙委任状をうけいれることを要求したのである⁵⁾。その後、ペタンは自分の名前で第三共和政期の立法を次々と廃止していくことになる。しかし、フランスは国土の5分の3を失っている。

「占領地域」においては「ヒトラー総統と軍の最高司令官により権限を授与されたフランス軍」による使用禁止手引書(manuels,「教科書」と訳すこともできる)目録が1940年8月30日のオールドナンスによって、ついで1941年2月5日になって作成された⁶⁾。1940年9月には「出版協定」が出版社組合によってだされる。検閲の規定がつけられたが、「ドイツの名誉を傷つける」などの記載のある書物は、出版社組合の「自主規制」で出版できなくなる⁷⁾。ついで、これまで流通されていた手引書の販売の「一時停止」が行われたりする⁸⁾。出版組合が禁書リストをつくったこともあった⁹⁾。たとえばアシュット社など出版社が単独で回収リストをつくったこともあった¹⁰⁾。ドイツに紙を支給する権限を握られていたためと考えられる。ドイツ宣伝省(Propaganda Abteilung)から出版社へ「特にドイツに批判的」な手引書に回収・訂正命令がだされた¹¹⁾。

「自由地域」においても、1940年10月3日の法律で、ユダヤ人(juif)の公的活動が法的に制限されるなど、ヴィシー政府はナチスの主張と法的に歩調をあわせていくこととなる。ユダヤ人は教職を追われることにもなる。後にはフリーメーソンも攻撃の対象となる。

この憲法的法律にてでくる「諸権利」はむしろ徳目程度の意味になり、むしろ「労働・家族・祖国」という新たなスローガンが宣伝されていくこととなる¹²⁾。「フランス国民」にむけてはペタンの演説、ラジオ放送やパンフレットが作成されてプロパガンダが行われていくこととなる。

ペタンは「国民革命(Révolution Nationale)」を唱える。その内容は必ずしも見解の一致をみないが、ペタンらの思想はこの時期に突如現れたものではない¹³⁾。また、ドイツに指示されたものでもない。ペタンらは精神的な墮落が敗戦の原因とみなしたのである。国民の「道徳的退廃」を問題とし、「労働・家族・国家」のスローガンのもと、キリスト教の伝統を根本とした「精神の「建て直し」が必要とされた¹⁴⁾。「共和国の学校」は「国民(national)の学校」へと作りかえられようとしていく。

第2節 ヴィシー政権とプロパガンダ

ヴィシー政権はさまざまなプロパガンダ¹⁵⁾をおこなった。その媒体は多種であった。パンフレットについて例をあげると、『家族の復興と国民革命』では、「個人主義の災難の効果」から「家族のつながりの強化」が提唱される。「家族の保護の必要性」から、母性の保護¹⁶⁾、子ども期の保護、人種(アルコール、麻薬、売春)からの保護がいわれる。ここ50年の家族は「なげかわしいもの」と批判し、「家族とは、我々である」「家族とは自然の共同体である」と家族の「再建」を主張し、個人主義を批判する¹⁷⁾。『学校はどこへ?』では、教育をになうのは家族の権限、教会の権限、国家の権限であり、教会の役割を肯定的にとらえている。ライシテに関しては「博愛的、中立的なライシテ」(国はすべての信仰を尊重し、保護する)、と「攻撃的ライシテ、宗教排除主義(laïcisme)」を区別し、後者は「反宗教的教育になる」と批判している。前者の立場で、「良心の自由」は認めるものの、「神を無視することによって学校の中立性をうけいれることはありえない」として、「神に対する義務」の削除は「哲学的にばかげている」と批判している。新たな精神にもとづいた初等教育改革の必要も述べている。後述する1940年12月5日の官報告示の教育プログラムも掲載されている。「なぜシュヴァリエ氏は神を道徳のなかに再導入したのか?」と述べ国民への周知をはかっている¹⁸⁾。ホールズによると、「道徳改革」にもっとも影響力があったプロパガンダは映画であり、1941年の映画館入場者数は2億2480万人にのぼったという。この時代、多くのフランス人は週に1度は映画をみていた¹⁹⁾。また、学校教育に映画をとり入れようとして政府としても考えていた²⁰⁾。実際に理科学習における自然現象や地理学習における各地の状況に関する映画もつくられて

いた。しかし、フランス国は「ドイツのコントロールに従属する」という条件で教育映画をつくっていた²¹⁾。

ペタンの演説については、これも例をあげると、1941年10月13日(学校にとっては新学期のころ)には「フランスの小学生たちへ」というメッセージをだし、「フランス人にかけているものは強靱さである」といい、学校における「忠誠」をうたえる。それは軍隊で言っていることと同じという。「しっかり勉強し、勇気を持ち…」と述べている²²⁾。

それでは初等教育ではどのような「国民革命」が企てられたのだろうか。当時考えらえた「国民」の育成に、学校における「道徳教育」が関係することは容易に想像できる。

ペタン自身がかいた「国民教育」と題する文書のなかで、「国民教育の改革がもっとも重要である」と述べる。そこで彼はそれまでの教育を批判し、精神の教育に「規律の厳しさ、強さ」を主張し、学校での規律は家庭での規律の助けとなるといい、そうしてはじめて、またそういうことによつてのみ強い人間、人民が形成されるという。また、「個人主義の学校」ではなく、「個人主義は家庭、社会、祖国があつてはじめて存在する」といい、ここでも家庭や祖国の重要性を訴えかける。また「労働は地上の人間の共有物である。それは避けがたい必要性のうゑに課せられるものである。あらゆる古代の文明は主人の労働の必要性から解放し、奴隷にさせる傾向にあつた。しかし、キリスト教によつて労働と労働者の尊重がもたらされた。…教育の目的はすべてのフランス人に労働の意欲と努力への愛をもたらし、そのことを我々はわすれてはならない。」²³⁾と労働の重要性も述べている。「祖国において高貴な文化の伝統」を守る必要性も説く。学校では「元帥は、われわれである」といわれ、「元帥をたたえる唱歌も歌われる」²⁴⁾、個人崇拜といえるプロパガンダも行われる。キリスト教(カトリック)と国家を結びつけ、「労働・家族・祖国」のスローガンの通りのプロパガンダが行われたといえる。

第3節 ヴィシー政権と「教育改革」

それでは、より具体的にどのような「改革」がなされようとしていたのかを法令と手引書をもとにし以下にみることにする。

1940年11月23日省令で先に小学校上級(高等小学校準備級)における「道徳、市民教育、日常の法」の学習プログラムが改訂される²⁵⁾。「社会的道徳」の一つとして「労働の必要性、崇高さ」も位置づけられ、家族の重要性、祖国の防衛、愛国心ということが登場する。ここでは、自分に対する義務、同胞(家族、祖国)に対する義務とともに「神に対する義務」がここにまた復活する。

さらに、公立学校における宗教教育の復活が企てられた。1940年9月3日には、1904年7月7日の法律(修道会による教育の禁止)が廃止されていた。教会側はカテキズム書の必要性をはやくも主張しはじめる²⁶⁾。また、第三共和政期に手引書から一時期消えた「神」などの語句を再び手引書に取り入れようとした²⁷⁾。さらに、1941年1月6日の法律(大臣の名前をとつてシュヴァリエ法といわれる)で小学校における宗教教育(カテキズム)が選択科目として認められ、私立学校への公費助成も可能になった。司祭が公立小学校にはいることも可能になった。宗教教育は司祭でしか担当できないことが多かった。しかし、国民教育大臣ジャック・シュヴァリエ(Jacques Chavalier, 1882-1962, 在職1941.12.13～1942.2.23.)のこのような政策が反教権派の反感をかっただことは確かであり、1941年2月23日には国民教育大臣を解任される。

シュヴァリエのあとに国民教育大臣²⁸⁾となるのが、ジェローム・カルコピーノ(Jérôme Carcopino, 1881-1970, 在職1941.2.24-1942.4.18.)²⁹⁾である。シュヴァリエの時代に導入された私立学校への公費援助の規定はのこつたものの、反教権派に配慮して1941年3月10日の法律で、「宗教教育は学校の外で」選択科目として行うことになった。「学校の外で」とあるのは、1882年フェリー法と同じである。これで司祭は学校に入ることはできなくなった。

当時、国民統合の観点からみれば、教師と司祭の「古い闘争」を再燃させるわけにはいかず、公費でつくられる公立学校に宗教をもちこつことはできなかったと考えられる³⁰⁾。また、第三共和政期以降の

公立学校からの排除がすでに国民に浸透していたゆえ、といえよう³¹⁾。また、対独協力者からみても賛成できるものではなかった³²⁾。それは、カルコピーノ退任後、ラヴァルが実験を握るようになっても変わらなかった。

1941年8月15日の法律(カルコピーノ法)第1条で小学校は第1サイクル(CP, CE, CM)と第2サイクル(2年間)に分けられ、翌8月16日の省令で学習プログラム³³⁾が出される。なお、同法で高等小学校は廃止され、現代コレージュ・技術コレージュとなる(5条)。その点はヴィシー政権解体後にも影響を及ぼすところとなった。1940年の学習プログラムよりカルコピーノ法の影響下にある1941年8月に出されたものがよりヴィシー政権崩壊にいたるまでより長期にわたって実効性があったと考えられるゆえ、以下に1941年版を検討する。

いずれの学年も「道徳・市民・愛国教育(Education morale, civique et patriotique)」が週1時間、「宗教教育(Instruciton religieuse)」が学校外の選択教科として週1.5時間という配当である。

学習プログラムでは、準備級は「道徳」として、「道徳的な講話(causeries)、自分が生まれることのできるに至った歴史の話、祖国への犠牲」からはじまり、伝統と祖国の重視がはやくもみられる。

初級になると「道徳・愛国教育」となり、以下のような内容となる³⁴⁾。

国、地方の伝統を負う道徳あるいは歴史をテーマとする打ち解けた話(entretiens familiares)。
フランス語の記念碑(モラリスト、政治的名文家、ペタン元帥のメッセージ)、となる教育的価値についての学習
祖国：生まれた大地への愛着、家族の尊重
道徳の力とその精神的根源(sources spirituelles)

中級になると以下のとおりとなる³⁵⁾。

読むことと講話：社会生活への義務
労働と労働者の尊重、家族、社会、個人の徳(vertu)、良心、努力への愛、犠牲の精神、勇気、親切、寛容、節制、ひかえめ、誠実
伝統とフランスの統一
キリスト教文明

上級は「道徳、市民、愛国教育」となるが、「祖国」「家族」「個人」「社会における義務」という構成でほぼ同じである。「市民教育」では「国の組織、行政の部局、裁判所、陸軍、海軍、国民教育、若者の活動」とある。若者としてどのような「フランス国」の一員としてどのような活動をするか、ということにも言及がある。

上記では「神に対する義務」の語句は消えたが、宗教教育の時間の復活したことがあり、また当時カルコピーノは「信仰をもつものと無信仰な者に配慮して…霊的な価値(valeurs spirituelles)、祖国、キリスト教文明という語句にかえることにした」と述べている³⁶⁾。彼はむしろ共和主義に学んでいると思われるところもある。

第三共和政発足まもない頃の1887年学習プログラムと比較して道徳として共通する面も多くあるが、フランスの伝統と統一、フランスの「大地」、キリスト教文明などの語句の登場、労働の価値の大いなる強調など相違点も多く存在する。

1942年3月5日に訓示(instruction)が出されてより詳細な説明がなされる³⁷⁾。もっとも強調されるのは「祖国」であり、国の「歴史的伝統」である。「愛国」の言葉が教科名にはいったことから、当然「愛国心」は強調される。それは「教えられるものというより、想起されるもの」とあり、全体として「祖国」に対する「愛」を含めての道徳教育というように変遷していった。「キリスト教文明」は15世紀にわたり西洋文明をつらぬくもの、我々の祖国の制度で行使されるもの、という位置づけである。そういった教育には歴史教育も深くかかわっていたことはいうまでもない³⁸⁾。

新しい学習プログラムの強調は「人格の育成(formation du caractère)」と書かれているが、教科名に

Éducation の語句が使われたことからしても、祖国を愛する若者となるように、全人教育が目指されたといえる。

平野の研究によると、ヴィシー政権の当初は、世俗派の教師を「反教権的」という理由で処分の対象にもしていた。師範学校は廃止された。1942年4月18日からラヴァル政権となるが、世俗派の教師をむしろ権力側にとりこもうとする政策がとられる³⁹⁾。本稿では教育内容に関する限り、ラヴァル政権下における大きな動きが管見のかぎり存在しないことから、影響力をもっとももったと考えられる時期の手引書を次にみる。

第4節 ヴィシー政権期の手引書

ヴィシー政権下において、まず以前から使われていた手引書の排除がなされるようになる。1940年には「事情を考えると道徳教育の新しい手引書が不可欠」⁴⁰⁾という訓示がだされる。「労働・家族・祖国」という新しいフランス国の標語に即した手引書の必要性がいわれる⁴¹⁾。1940年新学期から「手引書改訂委員会(Comission de la révision des manuels scolaires)」が招集され、ナショナリズムに妥協がゆるされなくなっていった⁴²⁾。1941年2月⁴³⁾、3月には禁書リストが作成される⁴⁴⁾。その中の多くは歴史、地理、道徳の手引書であった。手引書改訂委員会は「新たな『市民性』」へむけての表明⁴⁵⁾をしたのである。社会主義、科学主義、平和主義の教師は第一の「内なる敵」とみなされ⁴⁶⁾、権威主義体制へとむかう。

それでは、1941年以降に作成され、使用されていた手引書のなかから典型例の一つと思われる、ポワロ『道徳・愛国教育概論』⁴⁷⁾(初級用)をみることにする。

まず「金言(maxime)」で要点がしめされ、「物語(entretien)」がそのあとにつづき、最後に「要約(résumé)」「問い(questions)」「朗読(lecture)」という構成である。「金言」の絶対性を疑わない教育になったと考えられる。

内容に関しては以下の6章からなる構成である。「労働・家族・祖国」の標語はすべて含まれている。

第1章 労働 第2章 個人の義務 第3章 社会 第4章 家族 第5章 祖国 第6章 道徳の力の霊的な源泉 (Sources spirituelles)

〈第1章 労働〉

金言として「怠惰は悪徳の母である。」⁴⁸⁾からはじまり、物語のあと「みんな自分の周囲で労働しなければならない。あなたは他人のために働く必要がある。あなたはそうして、交換として他人から自分の利益をえることがある。」「怠けることは他人にとっては卑劣である。労働の果実と過去の労働によってのみ休むことができるのである」⁴⁹⁾という「要約」がある。

「なぜ働かなければならないのか」「子どものためにどのような労働ができるのか、またしなければならぬのか」という「問い」⁵⁰⁾がある。他にも「専心せよ」「正確で熱心に」「忍耐強くなれ」「注意深くなれ」など労働をたたえる金言がつづく⁵¹⁾。

〈第2章 個人の義務〉

「自分に対する義務」は第三共和政の時代にずっと教えられてきたことである。しかし、「食べすぎるな」「痛みに過敏になるな」「勇気をもて」「不平をこぼすな」「ひかえめであれ」など、忍耐を求めるなどの戦時中の道徳と思われる内容が多い⁵²⁾。ここで戦争に直接言及はしないものの、「勇気をもて」においても「大きな危険を前に勇気があることは、肉体的道徳的な辛い苦しみをとりぞいてくれる」⁵³⁾とある。将来、戦争に動員されたときに必要な道徳を形成しておこうという意図がみえる。

〈第3章 社会〉

「誠実たれ」から始まる。従来であれば「うそをつかない」という「個人にたいする義務」の項目にはいりそうな物語のあと、「誠実であることは、周囲と正直であること、それは他者の真実と調和することである」という周囲との関係からの説明がなされる⁵⁴⁾。「控えめであれ」「怒るな」に関しても同様である。「寛容たれ」は「意見(avis)が違う仲間への寛容」であって、クラス内で「仲良く」という「寛容」であって、宗

教的寛容ではない。「思いやりをもて」「よく世話をするように」「礼儀正しくあれ」「家の外でも礼儀正しくあれ」など、社会関係が円滑になるような「道徳」が語られる。「よき生徒となれ」「幸せになるために賢明となれ」といった学校における「道徳」が登場するのは従前と同じである⁵⁵⁾。

〈第4章 家族〉

家族に関する説明は「周囲を愛しなさい」「愛情をもちなさい」からはじまる。キリスト教道徳と結びつけているようにも受け取れる。他にも「従順たれ」「家族のなかでも礼儀正しくあれ」「家ではよき息子であれ」など、従順と礼儀が強調される。「家族ではよききょうだいたれ」も従来であれば「きょうだいに対する義務」の項目にあるところであるが、「兄弟、姉妹は自然によって与えられた友である」⁵⁶⁾という金言が登場し、「義務」でなく「きょうだい愛」が語られる。家族愛が一貫して強調されている⁵⁷⁾。

〈第5章 祖国〉

まず「祖国」という項目で「祖国とは父祖の国である…から母を愛するように祖国を愛さなければならぬ」「祖国とは大きな家族である」⁵⁸⁾とのべ、家族への愛につづいて祖国愛が語られる。

「国民感情(sentiment national)」では「祖国の魂は国家にとって不可欠である。それを国民感情という。」⁵⁹⁾とあり、フランスの2000年の歴史にわたる知的道徳的生活のすべてが集約されたもの、というとらえ方をする。ゆえに国民感情を知るためには歴史を学ぶ必要があるという。国の記憶、セレモニーの重要性がいわれる。そこでは「ジャンヌ・ダルクの愛国心」という「朗読」も登場する⁶⁰⁾。ジャンヌ・ダルクが次々と祖国を助ける働きをしたというように描かれている。

「極度の『盲目的愛国主義(chauvinisme)』は避けるべき」とはいつている。しかしそれと同時に「『国際主義(internationalisme)』は避けられるべき」ともいつている。その理由として「国際主義」は愛国心をエゴイストの感情と否定するものであり、「人類愛」は高貴なものであるが、それは祖国愛と結びつかない。今の世界では人類愛は障害となると説明している⁶¹⁾。

「軍務」「祖国の防衛」という項目もある。「軍務」では「祖国に対する市民の義務でもっとも重要なものは、敵に脅かされたときに国の地を守ること」⁶²⁾と言い切っている。ただし、この章全体をとおしても、当時パリを含めたフランス北部を占領していたドイツに関しては沈黙を保っている。

〈第6章 道徳の力の霊的な源泉〉

「道徳の力」の項では、道徳の大きな力は「名誉心と自分自身への配慮である」⁶³⁾という。ここの「朗読」ではパタン元帥の1940年7月11日演説が収録されている。「我々の学習プログラムはフランスを失ったものを取りもどすものである。それはなによりも単純なこと、国の生活、健康、財産を保障する規則に従うことである。…フランス人の労働は祖国の何よりも源である」⁶⁴⁾と述べ、フランスの規律の必要性を説いている。もちろん当時の状況でドイツを非難する文言は登場しない。

「道徳の力の霊的な源泉」とは、「フランスの伝統である」と言い切っている。ガリア人の時代から、キリスト教の需要、100年戦争、ルイ14世時代の政治、軍務、文学、芸術、18世紀の哲学、フランス革命、ナポレオン時代、19世紀の科学の発達、植民地の誕生、第三共和政といった歴史のなかにフランスの精神の発展があるという。ここでは普仏戦争のセダンの敗戦(およびナポレオン時代のワーテルローの敗戦)には触れているが、それも「フランスの伝統をつくったもの」の一つという位置づけ⁶⁵⁾であり、この点は当時のナチス・ドイツに干渉されることはなかったようである。

最後にきて「第二の道徳の力の霊的根源は、キリスト教の伝統である。」⁶⁶⁾とある。「心の貧しきものは幸いである。」「右のほほをぶたれたときは左のほほをさしだせ」「汝の敵を愛せよ」といった聖書の言葉が登場する。「キリスト教の伝統は、キリストの教義の教育を含む。神の前の平等、…道徳の完成、神の愛、隣人愛、愛徳をみにつけなさい」⁶⁷⁾でしめくられる。最後の「朗読」では「愛徳の義務」⁶⁸⁾で締めくくられる。

なお、この時期はほかにも多種の手引書が出版されている⁶⁹⁾。いずれも「労働、家族、祖国」のローガンのおり、学習プログラムの方向性を反映している画一性の高い手引書が作成されていたのである。勤労の尊さ、家族の大切さ、祖国への愛着を述べ、「キリスト教文明」と称してカトリックの道徳を語る。1943年4月12日にラヴァルは文部大臣の権限で手引書を発行禁止にできるという政令⁷⁰⁾をさらにだす

が、そういった状況下において、手引書の種類は増加するが、内容は「画一化」の方向にむかうことになる。

また、1923年通達以降の手引書における「新教育」的な要素は消えている⁷¹⁾。「金言」や「道徳」を絶対に誤りのないものとして、子どもに教え込むというスタイルに回帰している。

まとめにかえて

ヴィシー政権下は短期間ではあるが、前後の時代との断絶性が強いのはいうまでもない⁷²⁾。特に宗教に関する扱いは、第三共和政期の「脱宗教性」の原理を捨て去ることとなる。しかし、一度は公立学校に再導入された宗教教育がカルコピーノにより排除されるなどという動きもある。ただし、「フランスの伝統」「キリスト教文明」の名のもとに聖書の文言が手引書に登場する。キリスト教ヴィシー政権期は通常「ペタン」「ラヴァル」の2つの時期に分けられるが、教育史上はラヴァルに実権が移る前から変化がみられる。また、ラヴァルは「国民革命」の思想を重視しなくなっていくが、初等教育政策をみるかぎり政策をかえることはしていない。ヴィシー政権が徐々に政府の体をなさなくなっていくゆえである。

フランスの伝統を美化(ナポレオンなど対独戦争をした者も含めて)し、愛国心をあおること、家族における道徳(親への従順など)を強調すること、勤勉を徳とすることなど、当時教えられていた道徳は既に宗教を公教育から排除したのちの第三共和政初期との共通点が多いということがいえる⁷³⁾。「愛国的」という用語が教科名にでるのはこの時期だけである。第三共和政初期の「愛国心教育」は普仏戦争後の「対独復讐」をこめたものであるが、無論そのような記述はない。フランスのナポレオンなどを含めた「伝統」を美化する教育をおこなう手引書記述が存在していた。その「伝統」のなかに「キリスト教」も位置づけられていた。その点は、ドイツから介入されることはなく、あくまで独立国としてのヴィシー政権で行われていた。「労働・家族・祖国」のスローガン通りに手引書が急激に「画一化」するのはフランス教育史上ではこれまでになかったことである。

ヴィシー政府自体が第二次世界大戦の戦争や食糧難のなかにあっただけに、また短期間であったこともあり、このような教育にどの程度実効性があったか、小学校を社会史的に解明することはフランスにおいても管見の限り研究されていないまま、今後の課題として残されたままである。

注

- 1) なお、ヴィシー政権の時代の教育史研究は邦語文献では、佐藤英一郎「第二次大戦下の教育」(梅根悟編『世界教育史大系 フランス教育史Ⅱ』講談社、1975年、pp.203-214)がある。この時期の教育としてレジスタンス運動にむしろ着目している。当時の「道徳・市民・愛国教育」には一切言及はない。ヴィシー政権下にフランス側にも協力者が多数いたととらえる「パクストン革命」後の見方をとりいれていない。See, Robert O Paxton, *Vichy France*, Columbia University Press, 2001, first edition 1972, 仏語文献では当時の手引書にも注目するものとしては、Emanuel Lefèvre, *L'enseignement morale à l'école primaires sous le front populaire et vichy*, thèse paris V, 2007. がある。なお、本研究は筆者のフランス道徳・市民教育内容史研究の一環である。
- 2) Philippe Pétain, *Discours aux Français*, (Édition établis par Jean-Claude Barbas), Albin Michel, 1989, p.58.
- 3) Idid., p.66.
- 4) Dominique Rémy, *Lois de Vichy*, romillat, 1992, p.31.
- 5) Serge Berstein, *Le gouvernement Pétain du 16 juin au 10 juillet 1940*, (Pierre Allorant et al (dir), *Le moment 1940*, L' harmattan 2012, pp.77-90., p.87.)
- 6) F 17 13378
- 7) Convention sur la censure des livres, syndicat des éditeurs, 1940, F 17 13378
- 8) 例えば Armand Colin 社の Lavissee の歴史手引書(第三共和政期に広く使われた)など、歴史、地理、道徳手引書が対象のほとんどであった。F 17 13378

- 9) F 17 13378, Syndicat des éditeur, Ouvrages Littéraires non désirables en France, (Unerwünschte Literatur in Frankreich), 1943.
- 10) F 17 13378
- 11) F 17 13378
- 12) この標語は、右派集団「火の十字団(croix de feu)」からの借用である。日本語文献としては、剣持久木『記憶の中のファシズム』参照。
- 13) ヴィシー政府(「国民革命」)の動向とそれ以前の時代との連続性について、川上勉『ヴィシー政府と「国民革命」』藤原書店、2001年、Yves Morel, *Pétain et l'école, Atlier Folfer*, 2013. またヴィシー政府成立以前の学校における右派について、Jean-Michel Barreau, *Vichy contre l'école de la République*, Flammarion 2000.
- 14) 川上、前掲書、参照。
- 15) プロパガンダについて「帝国」との関連に着目する邦語文献として、松沼美穂『帝国とプロパガンダ』山川出版社、2007年、がある。
- 16) 当時の「家族」「母性」と教育にかかわる邦語文献として、河合務「ヴィシー体制と出産奨励運動」(『フランスの出産奨励運動と教育』日本評論社、2015年、pp.103-118.)がある。
- 17) Pierre Sauvage, *Restauration familiale et révolution nationale*, Édition Spes, 1941.
- 18) (anonyme) *Où va l'école?*, Édition Spes, 1941. 後述するように「神に対する義務」が学習プログラムに復活した。
- 19) See, W.D.Halls, *The Youth of Vichy France*, Oxford University Press, 1981, p.169.
- 20) Rapport sur le cinema éducatif, vichy, le 21 mai 1942, F 17 13378
- 21) F 17 13378
- 22) Phillippe Pétain(Discours), *ibid.*, pp.194-196.
- 23) Phillippe Pétain, *L'éducation nationale*, (*Revue des Deux Mondes*, 15 août 1940, pp.1-5.), なお、ペタンは教師にむけても「軍務においてより自信を持てるように」というメッセージをおくっている。Pétain, *Message aresse aux insitituteurs* le 3 septembre 1942, *Bulletin nationale de l'enseignement primaire*, janvier 1943, pp.6-9.
- 24) V., Jean-Michel Barreau, *ibid.*, pp.41-42.
- 25) J.O., du décembre 1940, p.5980-5981.
- 26) Nicholas Atkin, *Church and Schools in Vichy France, 1940-1944*, Garland Publishing, 1991, p.41.
- 27) *Ibid.*, pp.62-63.
- 28) なおヴィシー政権の時代は国民教育大臣にあたる職名がその後、国民教育副大臣(*secrétaire d'État à l'Éducation nationale*)など変遷があるが、煩雑さを避けるために「国民教育大臣」と本稿では記す。
- 29) 1942年4月18日にラヴァルが首相になるのちは、カルコピーノにかわってボナルが国民教育大臣となる。ボナルは信仰をもたない反教権主義者、ファシストと評価される。Atkins, *ibid.*, p.21.
- 30) 平野千果子「ヴィシー政権期フランスの教育政策と公教育の世俗性」(『西洋史学』第175号、1994年、pp.144-161, p.152)を参照のこと。
- 31) 前掲論文、p.150. 参照。
- 32) 参照、渡辺和行「現代のフランス」(福井憲彦編『フランス史』山川出版社、2001年、p.416.)
- 33) Plan d'Études et programmes des écoles primaires élémentaires, programmes de 1941 et instructions du 5 mars 1942, Vuibert, pp.6ff.
- 34) *Ibid.*, p.14.
- 35) *Ibid.*, pp.18-19.
- 36) Cité par "où va l'école", p.51.
- 37) *Ibid.*, pp.46ff.
- 38) 当時の歴史手引書を分析するものとして、Emanuel Lefèvre, *ibid.*, p.100-165, 243-366. なお、同書は当時の体育教育が「習慣」の形成にかかわったことを指摘している。
- 39) 平野千果子「『ラヴァルのヴィシー』と世俗派教師」(『史林』第77巻第1号、pp.64-94.)
- 40) F 17 13378

- 41) See, Ibid.,
- 42) Rémy Handoutzel, *Vichy et l'école 1940-1944*, Noësis, 1997. p.119.
- 43) F 17 17374, F 17 13378
- 44) Handoutzel, Ibid., なお, 同書 pp.119-120 に 1941 年から 43 年にかけて禁書になった本のリストが載せられている.
- 45) Ibid., p.120.
- 46) V., Barreau, *ibid*, p.33.
- 47) L.Poirot, *Traité d'éducation morale et partiotique*, Librairie Carus, 1941.
- 48) Ibid., p.5.
- 49) Ibid., p.7.
- 50) Ibid.,
- 51) See, Ibid., pp.8-24.
- 52) Ibid., pp.25-54.
- 53) Ibid., pp.42-43.
- 54) Ibid., pp.55-57.
- 55) Ibid., pp.54-107.
- 56) Ibid., p.127.
- 57) Ibid., pp.108-132.
- 58) Ibid., p.133.
- 59) Ibid., p.138.
- 60) Ibid., pp.139-140.
- 61) See, *ibid*, pp.143-144.
- 62) Ibid., pp.145.
- 63) Ibid., p.149.
- 64) Ibid., pp.150-151.
- 65) See, *ibid.*, pp.152-153.
- 66) Ibid., p.155.
- 67) Ibid., p.156.
- 68) Ibid., p.157.
- 69) Aimé Souché, *La leçon de morale au aours moyen, 80 leçons et entretiens, livre du maître*, Frennand Nathan, 1942, Pierre Sauvage, *Dix entretiens de morale civique*, Édition Spes, 1942, G.Aillet, *Guide d'actgion morale*, Librairie Carus, 1942, *Cours d'éducation morale et patriotique*, s,l., 1942, *La Morale au certifiat d'étude primaires, édition école et college*, 1942, Paul Foulquié, *Cours de morale, pour les élèves de l'enseignement primaire supérieur (première Année)*, Éditions école et collège, 1941, Paul Foulquié, *Cours de morale pour les élèves de l'enseignement primaire superieur (deuxième année)*, Édition école et college, 1941. など.
- 70) Alain Choppin et Martine Clinkspoor, *Les Manuels scolaires en france*, INRP, 1993, pp.364-366.
- 71) レジスタンスのなかで, 「新教育」の運動はつづいていた. V., Guy Krivopissko, Fondations pour une République nouvelle, Laurence Gutierrez, Laurent Besse et Antoine Prost (dir), *Réformer l'école*, Presses universitaires de Grenoble, 2012, pp.127-137.
- 72) 第四共和政期以降については, 大津尚志「第二次大戦後フランスの小学校道徳教育」(『教育学研究論集』第 8 号, 2013 年. pp.17-22.)
- 73) 参照, 大津尚志「第三共和政期の道徳・公民教科書分析」(『日仏教育学会年報』第 10 号, 2004 年, pp.151-164.)

受稿日 2016 年 9 月 19 日 受理日 2016 年 12 月 1 日